

共同募金運動の歴史



毎年実施されている共同募金運動。
どのようにしてはじまったの？



共同募金運動は、1913（大正2）年にアメリカのオハイオ州クリーブランド市で、商工会議所による運動として始まりました。

それまでは、施設や機関など寄付金の配分を受ける側が募金を組織化していましたが、寄付をする市民の側が、募金から配分までをまとめて組織化したという点で画期的であり、各地に広まっていきました。

日本では、戦後GHQ指導による福祉国家責任、公私分離の原則により、民間社会福祉事業への公金支出が禁止され、経営困難に陥っていた民間社会福祉施設を支援するため、「国民たすけあい共同募金事業」として1947（昭和22）年から取り組まれており、**今年（平成26年）で第67回**となります。

共同募金とは



共同募金は、社会福祉法（第112条）で定められた募金運動で、厚生労働大臣の告示によって全国一斉に実施される募金運動です。

■共同募金の目的は？

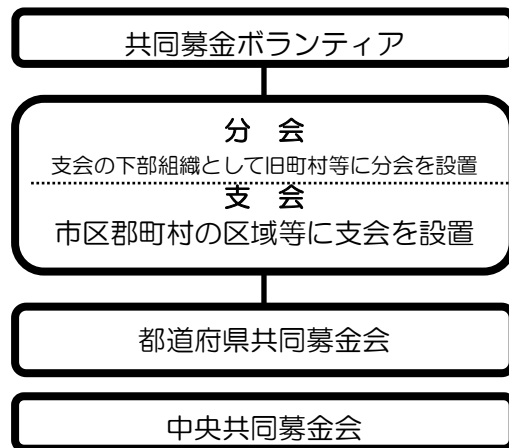
共同募金の目的は、“地域福祉の推進”とされており、集められた寄付金は、その寄付金を集めた区域内の社会福祉事業、更生保護事業等の社会福祉を目的とする事業を運営する者、NPOやボランティア活動団体など、多様な民間の福祉活動へ配分されています。

■共同募金はどこが行っているの？

共同募金を行うことを目的として設立される社会福祉法人を「共同募金会」といいます。

共同募金運動の実施主体である共同募金会は、都道府県ごとに組織されています。都道府県共同募金会は、その区域の中心となり、募金の実施・寄付金の管理・配分に関すること・災害時の対応・広報等の活動を行うものです。

なお、中央共同募金会は、連絡調整のための機関であって、募金や配分を行う実施機関ではありません。



<支会・分会とは？>

都道府県共同募金会は、市区町村の区域などに支会・分会をおくことができます。

支会・分会は、共同募金会の内部組織として、地域住民により身近な実践機関の役割を果たすため、都道府県共同募金会が定める諸計画に基づき、募金・配分の調整・広報等の活動を区域ごとに分担して実施する第1線の活動組織です。

川越市におきましては、市社会福祉協議会に川越市支会の事務局を設置し、地区社会福祉協議会ごとに分会を設置して、共同募金運動に取り組んでおります。また、川越市支会には、募金活動の推進にあたり必要な事項を協議する実行委員会を設置しています。